

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号) . . . . . 1
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号) . . . . . 25

○特定工場における公害防止組織の整備に  
関する法律施行令

(昭和四十六年八月十一日)

(政令第二百六十四号)

改正	昭和四十六年	八月三〇日	政令第二七九号
	同	四八年	四月一九日同 第八七号
	同	五〇年	七月四日同 第二〇六号
	同	五二年	六月一四日同 第二〇一号
	同	五四年	九月四日同 第二三七号
	同	五四年	九月二九日同 第二六七号
	同	五八年	二月二三日同 第二七〇号
	同	五九年	四月二三日同 第九七号
	同	六〇年	三月二〇日同 第三七号
	同	六一年	七月一日同 第二五五号
	同	六一年	九月三〇日同 第三二〇号
	同	六二年	二月一日同 第三八二号
	同	六三年	九月六日同 第二六一号
平成	元年	一月一八日同	第二九四号
	同	元年	二月一九日同 第三二九号
	同	三年	三月二五日同 第四九号
	同	三年	一月一八日同 第三二四号
	同	三年	二月二五日同 第三八二号
	同	四年	八月七日同 第二七〇号

同	六年	三月二四日同	第七七号
同	六年	五月九日同	第一四〇号
同	六年	九月一九日同	第三〇三号
同	六年	二月二一日同	第三九八号
同	七年	三月二三日同	第七一号
同	七年	一月一八日同	第三五九号
同	七年	二月八日同	第四〇八号
同	七年	二月二七日同	第四三二号
同	八年	九月二六日同	第二八九号
同	九年	一月一日同	第三〇六号
同	一〇年	一月二三日同	第三四三号
同	一一年	六月一八日同	第一八九号
同	一一年	九月二九日同	第二九五号
同	一一年	一月一日同	第三一三号
同	一一年	二月三日同	第三八五号
同	一一年	二月二七日同	第四三四号
同	一二年	六月七日同	第三一一号
同	一二年	八月三〇日同	第四一七号
同	一二年	一月二二日同	第四四七号
同	一二年	二月二五日同	第五一七号
同	一三年	四月二六日同	第一八二号
同	一三年	九月二七日同	第三二一号
同	一三年	一月五日同	第三二五号

同	一三年	一月二一日	同	第三五八号
同	一三年	二月一四日	同	第三九七号
同	一四年	七月三一日	同	第二六八号
同	一四年	一〇月三〇日	同	第三一九号
同	一四年	一月一日	同	第三二七号
同	一四年	二月一三日	同	第三七二号
同	一五年	四月二三日	同	第二一三号
同	一五年	二月一七日	同	第五一九号
同	一六年	九月二四日	同	第二八二号
同	一六年	一〇月二七日	同	第三二三号
同	一六年	一〇月二七日	同	第三二八号
同	一六年	二月一日	同	第三七五号
同	一七年	八月一五日	同	第二七七号
同	一八年	三月一七日	同	第四四号
同	一九年	二月二一日	同	第三三九号
同	二四年	二月一〇日	同	第二八号
同	二五年	一月二五日	同	第一五号
同	二五年	二月二七日	同	第三七〇号
同	二六年	五月三〇日	同	第一九六号
同	二六年	七月三〇日	同	第二六九号
同	二七年	一月三〇日	同	第三〇号
同	二七年	一月一日	同	第三七八号
同	二九年	三月二三日	同	第四〇号

同 二九年一月二七日同 第二八六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令をここに公布する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令

内閣は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七七号）第二条、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十条第一項、第十三条並びに第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（対象業種）

**第一条** 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）第二条の政令で定める業種は、次に掲げるとおりとする。

- 一 製造業（物品の加工業を含む。）
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業

（昭四八政八七・一部改正）

（ばい煙発生施設等）

**第二条** 法第二条第一号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第一に掲げる施設（同表の一三の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項ただし書

の附属施設に設置されるものを含む。)とする。

2 法第二条第一号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

一 大気汚染防止法施行令別表第一の九の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪<sup>けい</sup>弗<sup>ふ</sup>化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の一四の項から二六の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場

二 前号に掲げる工場以外の工場で排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が一立方メートル以上のもの

（汚水等排出施設等）

**第三条** 法第二条第二号の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号から第六十六号の二まで、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設（同表第六十二号に掲げる施設で鉱山保安法第二条第二項の鉱山に設置されるものを除く。）とする。

2 法第二条第二号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

る。

一 別表第一に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの

二 前号に掲げる工場以外の工場で排水量（一日当たりの平均的な排水の量をいう。以下同じ。）が千立方メートル以上のもの

（平元政二九四・平三政三八二・平一三政三二一・平二五政一五・一部改正）

（騒音発生施設）

**第四条** 法第二条第三号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

一 機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）

二 鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）

（昭五二政二〇一・平一一政二九五・一部改正）

（特定粉じん発生施設）

**第四条の二** 法第四条の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第二の二に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

（平元政三二九・追加）

（一般粉じん発生施設）

**第五条** 法第二条第五号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

（平元政三二九・一部改正）

（振動発生施設）

**第五条の二** 法第二条第六号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

一 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が二千九百四十一キロニュートン以上のものに限る。）

二 機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）

三 鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）  
（昭五二政二〇一・追加、平元政三二九・平一一政二九

五・一部改正）

（ダイオキシン類発生施設等）

**第五条の三** 法第二条第七号の政令で定める施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一第一号から第四号まで及び別表第二第一号から第十四号までに掲げる施設とする。

2 法第二条第七号の政令で定める工場は、前項に規定する施設のいずれかが設置されている工場とする。

（平一一政四三四・追加、平一三政三五八・平一四政二六

八・平一五政五一九・平一七政二七七・一部改正）

（小規模事業者）

**第六条** 法第三条第一項ただし書の政令で定める要件は、常時使用する従業員の数が二十人以下であることとする。

（ばい煙発生施設及び汚水等排出施設の区分）

**第七条** 法第四条第一項の政令で定めるばい煙発生施設の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 第二条第二項第一号に規定するばい煙発生施設

二 前号に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設

2 法第四条第一項の政令で定める汚水等排出施設の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 第三条第二項第一号に規定する汚水等排出施設

二 前号に掲げる汚水等排出施設以外の汚水等排出施設

（公害防止管理者の選任）

**第八条** 公害防止管理者は、法第四条第二項の規定により、別表第二の中欄に掲げる施設の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから選任しなければならない。

（公害防止主任管理者を選任すべき工場）

**第九条** 法第五条第一項の政令で定める要件は、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量が四万立方メートル以上であり、かつ、排出水量が一立方メートル以上であること（当該工場においてばい煙並びに汚水及び廃液の処理を確実にを行うことができるものとして主務省令で定める要件に該当

する場合を除く。)とする。

(平一六政三七五・一部改正)

(公害防止管理者等の資格)

**第十条** 法第七条第一項第一号の政令で定める区分は別表第三の中欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める資格は当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(公害防止主任管理者等の資格)

**第十一条** 法第七条第一項第二号の政令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 別表第二の三の項の下欄に掲げる者であり、かつ、同表の七の項の下欄に掲げる者であるもの
  - 二 前号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの
- (平一六政二八二・一部改正)

(主務省令への委任)

**第十一条の二** 前条第二号又は別表第三の各項の下欄に規定する講習の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(平一六政二八二・追加)

(法第十条の政令で定める法令の規定)

**第十二条** 法第十条の政令で定める法令の規定は、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平

成六年法律第九号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定とする。

- (昭五二政二〇一・昭六〇政三七・一部改正、昭六一政三二〇・旧第十三条繰上、平六政一四〇・平六政三〇三・平一一政四三四・一部改正)
- 一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 六千八百円
  - 二 前号に規定する公害防止管理者試験以外の公害防止管理者試験 六千四百円

(受験手数料)

**第十三条** 法第十二条の二第一項の受験手数料の額は、次の各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 六千八百円
- 二 前号に規定する公害防止管理者試験以外の公害防止管理者試験 六千四百円

(昭六一政三二〇・追加、平三政四九・平六政七七・平一

一政一八九・平一一政四三四・平一八政四四・一部改正)

(市町村が処理する事務)

**第十四条** 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、

騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる市の長が行うこととする。この場合において、は、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長又は市の長に関する規定としてそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に適用があるものとする。

一 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)

二 前号に掲げる工場以外の工場(騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。) 指定都市及び中核市並びに市川市、松戸市、市原市、藤沢市及び徳島市

(昭五二政二〇一・昭五四政二三七・昭六一政二五五・昭

六二政三八二・昭六三政二六一・平元政三二九・平三政三

二四・平四政二七〇・平六政三九八・平七政七一・平七政

四〇八・平七政四三二・平八政二八九・平九政三〇六・平

一〇政三四三・平一一政三二三・平一一政三八五・平一一

政四三四・平一二政四一七・平一二政四四七・平一二政五

一七・平一三政一八二・平一三政三二五・平一三政三九

七・平一四政三一九・平一四政三二七・平一四政三七二・

平一六政三二三・平一九政三三九・平二四政二八・平二六

政一九六・平二七政三〇・平二九政二八六・一部改正)

(主務省令)

**第十五条** この政令において主務省令は、環境大臣及び第一条に掲げる業種に属する事業を所管する大臣の発する命令とする。

(平一二政三一・追加、平一六政二八二・一部改正)

**附則抄**

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九条までの規定は、昭和四十七年九月十日から施行する。

**附則** (昭和四十六年八月三〇日政令第二七九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、採石法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第百六号)の施行の日(昭和四十六年九月一日)から施行する。

**附則** (昭和四十八年四月一九日政令第八七号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条に一号を加える改正規定は、昭和四十八年十月一日から施行する。

**附則** (昭和五〇年七月四日政令第二〇六号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)

第十八条の規定による坑外保安係員に係る国家試験に合格している者についての改正後の別表第三の二の項の規定の適用については、同項中「鉱害防止係員に係る国家試験に合格した者」とあるのは、「鉱害防止係員に係る国家試験に合格した者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第二百六号）の施行の際同条の規定による坑外保安係員に係る国家試験に合格している者を含む。）」とする。

**附 則**（昭和五十二年六月一四日政令第二〇一号）

この政令は、昭和五十三年六月十日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定、第十三条の改正規定及び別表第三の改正規定は公布の日から、第十四条第二号の改正規定（「騒音発生施設」の下に「又は振動発生施設」を加える部分を除く。）は昭和五十二年九月十日から施行する。

**附 則**（昭和五十四年九月四日政令第二三七号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

**附 則**（昭和五十四年九月二九日政令第二六七号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十四年十月一日）から施行する。

**附 則**（昭和五十八年一二月二三日政令第二七〇号） 抄

1 この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

3 改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の九の項の規定の適用については、機械工作を選択科目とする機械部門に係る本試験に合格した技術士は、機械加工及び加工機を選択科目とする機械部門に係る第二次試験に合格した技術士とみなす。

**附 則**（昭和五十九年四月一三日政令第九七号）

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

**附 則**（昭和六〇年三月二〇日政令第三七号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、法の施行の日（昭和六十年三月二十一日）から施行する。

**附 則**（昭和六一年七月一日政令第二五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和六一年九月三〇日政令第三二〇号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この政令の施行前に実施の公示がされた公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の受験手数料の額については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和六二年一二月一日政令第三八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年一〇月一八日政令第二九四号）



1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成三年二月二十八日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

**附 則** (平成元年一月一九日政令第三二九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年十二月二十七日)から施行する。ただし、附則第三項中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)第十四条第一号の改正規定(「ばい煙発生施設」の下に「特定粉じん発生施設」を加える部分に限る。)及び同令別表第二の改正規定(同表の九の項の次に同表の十の項を加える部分に限る。)は、平成三年六月二十八日から施行する。

(経過措置)

4 この政令の施行前に、前項の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の十の項の中欄に掲げる区分について行われた公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ、前項の規定による改正後の同表の十一の項の中欄に掲げる区分について行われる公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲

げる資格を有する者とみなす。

**附 則** (平成三年三月二五日政令第四九号) 抄

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三年一月二五政令第三八二号)

1 この政令は、平成四年一月六日から施行する。

2 この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成五年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。

**附 則** (平成四年八月七日政令第二七〇号)

この政令は、平成四年八月十日から施行する。

**附 則** (平成六年三月二四日政令第七七号) 抄

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成六年五月九日政令第一四〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日(平成六年五月十日)から施行する。

**附 則** (平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

**附 則** (平成六年十二月二日政令第三九八号)

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成七年三月二三日政令第七一号)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成七年一月一日政令第三五九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年十二月一日)から施行する。

**附 則** (平成七年十二月八日政令第四〇八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成七年十二月二七日政令第四三二号)

この政令は、平成八年一月一日から施行する。

**附 則** (平成八年九月二六日政令第二八九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十一年六月一八日政令第一八九号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十一年九月二九日政令第二九五号)

1 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この政令の施行により新たに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第二条第三号の特定工場となるものに設置される騒音発生施設又は同条第六号の特定工場となるものに設置される振動発生施設についてそれぞれ選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十三年三月三十一日までは、同法第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

**附 則** (平成十一年一月一日政令第三一三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十一年一月二三日政令第三八五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十一年一月二七日政令第四三四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。ただし、第一条の規定は同日から起算して一年を経過した日から、第四条中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十四条第一号の改正規定及び同令別表第二の改正規定は平成十三年七月十六日から施行する。

**附 則** (平成十二年六月七日政令第三一一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則**（平成一二年一月一五日政令第五一七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一三年四月二六日政令第一八二号）

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

**附 則**（平成一三年九月二七日政令第三二二号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成十五年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。

**附 則**（平成一三年一月二一日政令第三五八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行により新たに改正後の第五条の三第二項の工場

となるものに設置されるダイオキシン類発生施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十五年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

**附 則**（平成一四年七月三一日政令第二六八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十四年八月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行により新たに改正後の第五条の三第二項の工場となるものに設置されるダイオキシン類発生施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十六年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

**附 則**（平成一四年一〇月三〇日政令第三一九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年一月一日政令第三二七号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年一月一三日政令第三七二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一五年四月二三日政令第二一三号）

1 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月三十日）から施行する。

2 この政令の施行の際現に第七条の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の八の項の下欄第二号に掲げる資格を有する者は、同条の規定による改正後の同号に掲げる資格を有する者とみなす。

**附 則** （平成一五年一二月一七日政令第五一九号）  
（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十六年一月一日から施行する。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 第二条の規定の施行により新たに改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第五条の三第二項の工場となるものに設置されるダイオキシン類発生施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十七年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

**附 則** （平成一六年九月二四日政令第二八二号）  
（施行期日）

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この政令の施行前に実施の公示がされたこの政令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十一条第二号又は別表第三の各項の下欄に規定する講習の課程を修了した者は、この政令による改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十一条第二号又は別表第三の各項の下欄に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

**附 則** （平成一六年一〇月二七日政令第三二三号） 抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）  
（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二条第二項に規定する経済産業省

の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

**附 則** （平成一六年一二月一日政令第三七五号）

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、

第九条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この政令の施行の際現にこの政令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の九の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格している者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有している者又は同表の十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格している者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有している者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第八条の規定にかかわらず、それぞれ騒音発生施設に係る公害

防止管理者又は振動発生施設に係る公害防止管理者に選任される資格を有する者とする。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成一七年八月一五日政令第二七七号）

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十七年九月一日から施行する。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 第二条の規定の施行により新たに改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第五条の三第二項の工場となるものに設置されるダイオキシン類発生施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十九年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成一八年三月一七日政令第四四号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第八条** この政令の施行の際現に前条の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の三の項の下欄第二号に掲げる者は、同条の規定による改正後の同号に掲げる者とみなす。

**附 則** (平成一九年一月二日政令第三三九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年二月一〇日政令第二八号)

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に大気汚染防止法若しくは特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「大気汚染防止法等」という。)の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為(以下この項において「命令等の行為」という。)又はこの政令の施行の際現に大気汚染防止法等の規定により都道府県知事に対して行っている届出その他の行為(以下この項において「届出等の行為」という。)で、施行日以後大気汚染防止法等の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長(以下この条において「特例市の長」という。)が行い、又は

特例市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、当該特例市の長が行った命令等の行為又は当該特例市の長に対して行った届出等の行為とみなす。

2 施行日前に大気汚染防止法等の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていないもので、施行日以後大気汚染防止法等の規定により特例市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、当該特例市の長に対して報告その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなす。

**附 則** (平成二五年一月二五日政令第一五号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成二十六年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。

**附 則** (平成二五年一月二七日政令第三七〇号) 抄

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

**附 則** （平成二六年五月三〇日政令第一九六号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** （平成二六年七月三〇日政令第二六九号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

**附 則** （平成二七年一月三〇日政令第三〇号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七百七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第九条** 施行時特例市については、第二十四条の規定による改正前

の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十四条（同条第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二号中「前号に掲げる」とあるのは「ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている」と、「地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」と、「前二号に掲げる」とあるのは「ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」とする。

**附 則** （平成二七年一月一日政令第三七八号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日）平成二九年八月一六日）

**附 則** （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

**附 則** （平成二九年一月二七日政令第二八六号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

(昭五〇政二〇六・平元政二九四・平三政三八二・平一三

政三二一・平二五政一五・平二七政三七八・一部改正)

一 水質汚濁防止法施行令別表第一(以下単に「別表第一」という。)第十九号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。)

二 別表第一第二十二号に掲げる施設(六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。)

三 別表第一第二十三号の二に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。)

四 別表第一第二十四号に掲げる施設(ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。)

五 削除

六 別表第一第二十六号に掲げる施設(カドミウム若しくはその

化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。)

七 別表第一第二十七号に掲げる施設(水質汚濁防止法施行令第二各号に掲げる物質(以下「有害物質」という。))又はこれらに含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。)

八 別表第一第二十八号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。)

九 別表第一第二十九号に掲げる施設

十 別表第一第三十一号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。)

十一 別表第一第三十二号に掲げる施設(トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。)

十二 別表第一第三十三号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート<sup>①</sup>の製造の用に供するものに限る。)



十三 別表第一第三十四号に掲げる施設（テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二―クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）

十四 別表第一第三十五号に掲げる施設（二―クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）

十五 別表第一第三十七号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。）

十六 別表第一第三十八号の二に掲げる施設

十七 別表第一第四十一号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。）

十八 別表第一第四十三号に掲げる施設

十九 別表第一第四十六号に掲げる施設（有害物質若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。）

二十 別表第一第四十七号に掲げる施設（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。）

二十一 別表第一第四十八号に掲げる施設（ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。）

二十二 別表第一第五十号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。）

二十三 別表第一第五十一号に掲げる施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。）

二十四 別表第一第五十三号に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふ

つ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。）

二十五 別表第一第五十八号に掲げる施設（ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。）

二十六 別表第一第六十一号に掲げる施設（コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。）

二十七 別表第一第六十二号に掲げる施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。）

二十八 別表第一第六十三号に掲げる施設（液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。）

二十九 別表第一第六十三号の三に掲げる施設  
三十 別表第一第六十四号に掲げる施設（コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。）

三十一 別表第一第六十五号に掲げる施設（クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニウム化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニウム化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。）

三十二 別表第一第六十六号に掲げる施設（カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。）

三十三 別表第一第六十六号の二に掲げる施設

三十四 別表第一第七十一号の五に掲げる施設

三十五 別表第一第七十一号の六に掲げる施設

別表第二（第八条、第十一条関係）

（昭五〇政二〇六・昭五二政二〇一・平元政二九四・平元政三二九・平一一政四三四・平一六政三七五・一部改正）

一	<p>第七条第一項第一号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル以上の工場に設置されているもの</p>	<p>別表第三の一の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「大気関係第一種有資格者」という。）</p>
二	<p>第七条第一項第一号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル未満の工場に設置され</p>	<p>大気関係第一種有資格者又は別表第三の二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する</p>

<p>三</p> <p>第七条第一項第二号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル以上の工場に設置されているもの</p>	<p>者（以下「大気関係第二種有資格者」という。）</p> <p>大気関係第一種有資格者又は別表第三の三の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「大気関係第三種有資格者」という。）</p>
<p>四</p> <p>第七条第一項第二号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル未満の工場に設置されているもの</p>	<p>大気関係第一種有資格者、大気関係第二種有資格者、大気関係第三種有資格者又は別表第三の四の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者</p>
<p>五</p> <p>第七条第二項第一号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が一立方メートル以上の工場に設置されているもの</p>	<p>別表第三の五の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「水質関係第一種有資格者」という。）</p>

<p>六</p> <p>第七条第二項第一号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が一立方メートル未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されているもの</p>	<p>水質関係第一種有資格者又は別表第三の六の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「水質関係第二種有資格者」という。）</p>
<p>七</p> <p>第七条第二項第二号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が一立方メートル以上の工場に設置されているもの</p>	<p>水質関係第一種有資格者又は別表第三の七の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「水質関係第三種有資格者」という。）</p>
<p>八</p> <p>第七条第二項第二号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が一立方メートル未満の工場に設置されているもの</p>	<p>水質関係第一種有資格者、水質関係第二種有資格者、水質関係第三種有資格者又は別表第三の八の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者</p>

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

九 騒音発生施設又は振動発生施設	別表第三の九の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者	十 特定粉じん発生施設	四の項の下欄に掲げる者又は別表第三の十の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者	十一 一般粉じん発生施設	十の項の下欄に掲げる者又は別表第三の十一の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者	十二 ダイオキシン類発生施設	別表第三の十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者
---------------------	--	----------------	---	-----------------	--	-------------------	---

一 別表第二の一の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	<p>（昭四六政二七九・昭四八政八七・昭五〇政二〇六・昭五二政二〇一・昭五四政二六七・昭五八政二七〇・昭六一政三二〇・平元政三二九・平七政三五九・平一一政四三四・平一五政二一三・平一六政二八二・平一六政三二八・平一六政三七五・平一八政四四四・平二五政三七〇・平二六政二六九・平二九政四〇・一部改正）</p> <p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了した</p>
二 別表第二の二の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了した</p> <p>（主務省令で定める区分に係るものに限る。）</p> <p>二 計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項に規定する計量士</p>

	<p>い煙発生施設について選任すべき公害防止管理者</p> <p>一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十二条第一項に規定する免許（主務省令で定める種類のものに限る。）を受けた者であつて、主務省令で定める業務に係る衛生管理者（同項に規定する衛生管理者をいう。以下同じ。）として一年以上その職務に従事したもの</p> <p>二 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の鉱山保安法第十八条の規定による保安技術管理者、副保安技術管理者若しくは保安監督員の国家試験に合格した者（以下「保安技術管理者等」という。）又は同条の規定による鉱害防止係員に係る国家試験に合格した者</p> <p>三 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者として一年以上その職務に従事した者</p> <p>四 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百</p>
--	---

<p>三</p> <p>別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者</p>	<p>十六号）第二条の規定による免許を受けている者</p> <p>五 一の項の下欄各号に掲げる者</p> <p>六 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p> <p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 保安技術管理者等</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者</p> <p>三 ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>四 労働安全衛生法第十四条に規定する免許（主務省令で定める種類のものに限る。）を受けている者</p> <p>五 電気事業法第四十四条第一項第一号</p>
--	---

四	<p>別表第二の四の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 ガス事業法第二十六条第一項の乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>二 労働安全衛生法第十四条に規定する免許（主務省令で定める種類のものに</p>	<p>の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状、同項第六号の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は同項第七号の第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>六 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。）</p> <p>七 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>八 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
---	---	---	---

六	<p>別表第二の六の項の中欄に掲げる汚水等排出</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 一の項の下欄第二号に掲げる者</p>	<p>五</p> <p>別表第二の五の項の中欄に掲げる汚水等排出施設について選任すべき公害防止管</p> <p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。）</p> <p>二 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>三 二の項の下欄第四号に掲げる者</p>	<p>理者</p> <p>限る。）を受けている者</p> <p>三 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>四 三の項の下欄第二号から第六号までに掲げる者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
---	-----------------------------	---	---	---

八		七
別表第二	<p>害防止管 害防止管 理者</p>	<p>施設につ いて選任 すべき公 害防止管 理者</p>
次に掲げる者で主務省令で定めるところ	<p>者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p> <p>四 三の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>三 二の項の下欄第四号に掲げる者</p> <p>二 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>一 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。）</p>	<p>者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p> <p>四 五の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>三 三の項の下欄第三号又は四の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>二 二の項の下欄第一号から第四号までに掲げる者</p>

	<p>害防止管 害防止管 理者</p>	<p>の八の項 の中欄に 掲げる汚 水等排出 施設につ いて選任 すべき公 害防止管 理者</p> <p>により経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の二第二項第二号に規定する採石業務管理者として一年以上その職務に従事した者</p> <p>二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二十三条の三十四第三項の規定により再生医療等製品の製造の管理をする者として一年以上その職務に従事したものと又同法第六十八条の十六第一項の規定により生物由来製品の製造の管理をする者として一年以上その職務に従事したものと</p> <p>三 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>四 二の項の下欄第四号に掲げる者</p> <p>五 七の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>六 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
--	-----------------------------	--

	九	騒音発生 施設又は 振動発生 施設につ いて選任 すべき公 害防止管 理者	者 次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了した もの 一 労働安全衛生法第十二条第一項に規定する免許（主務省令で定める種類のものに限り。）を受けた者であつて、主務省令で定める業務に係る衛生管理者として一年以上その職務に従事したもの 二 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。） 三 計量法第二百二十二条第一項に規定する計量士（主務省令で定める区分に係るものに限る。） 四 前三号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者
十 特定粉じん 発生施設		次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録	

設につい て選任す べき公害 防止管理 者	十 一般粉じん 発生施設 について 選任す もの	を受けた者が行う講習の課程を修了した もの 一 労働安全衛生法第十二条第一項に規定する免許（主務省令で定める種類のものに限り。）を受けた者であつて、主務省令で定める業務に係る衛生管理者として一年以上その職務に従事したもの 二 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士 三 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。） 四 一の項の下欄第二号に掲げる者 五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者
一 一般粉じん 発生施設 について 選任す もの		次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了した



	十
<p>べき公害 防止管理 者</p>	<p>ダイオキ シン類発 生施設に ついて選 任すべき 公害防止 管理者</p>
<p>一 一の項の下欄第二号に掲げる者 二 八の項の下欄第一号に掲げる者 三 十の項の下欄第一号から第二号まで に掲げる者 四 前三号に掲げる者のほか、主務省令 で定める学歴及び実務の経験を有する 者</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところ により経済産業大臣及び環境大臣の登録 を受けた者が行う講習の課程を修了した もの 一 技術士法第二条第一項に規定する技 術士（主務省令で定める選択科目を選 択したものに限る。） 二 一の項の下欄第二号に掲げる者 三 二の項の下欄第一号から第四号まで に掲げる者 四 十の項の下欄第二号に掲げる者 五 別表第二の二の項の下欄に掲げる者 であり、かつ、同表の六の項の下欄に 掲げる者であるもの 六 前各号に掲げる者のほか、主務省令</p>

		<p>で定める学歴及び実務の経験を有する 者</p>
--	--	--------------------------------

○特定工場における公害防止組織の整備に  
関する法律

(昭和四十六年六月十日)

(法律第百七号)

第六十五回通常国会

第三次佐藤内閣

改正	昭和五一年	六月一〇日法律第 六四号
	同 六一年	五月二〇日同 第五四号
	平成 元年	六月二八日同 第三三号
	同 元年	六月二八日同 第三四号
	同 二年	六月二二日同 第三八号
	同 五年	一月二二日同 八九号
	同 八年	六月 五日同 五八号
	同 九年	四月 九日同 三三号
	同 一〇年	五月 八日同 五四号
	同 一一年	七月一六日同 八七号
	同 一一年	七月一六日同 第一〇五号
	同 一一年	二月二二日同 第一六〇号
	同 一六年	五月二六日同 五六号
	同 一八年	六月 二日同 五〇号
	同 二二年	五月一〇日同 三一号
	同 二三年	六月二四日同 七四号
	同 二六年	六月一三日同 六九号

同 二七年 六月一九日同 四一号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律をここに公布する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

(目的)

**第一条** この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「特定工場」とは、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。

一 ばい煙（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定するばい煙をいう。以下同じ。）を発生し、及び排出する施設のうちその施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「ばい煙発生施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

二 汚水又は廃液（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百零八号）第二条第二項各号の要件のいずれかを備える汚水又は廃液をいう。第三条第一項第二号イ及びロにおいて同じ。）を排出する施設で政令で定めるもの（以下「汚水等排出施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

三 著しい騒音を発生する施設で政令で定めるもの（以下「騒音発生施設」という。）が設置されている工場のうち、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの

四 特定粉じん（大気汚染防止法第二条第八項に規定する特定粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「特定粉じん発生施設」という。）が設置されている工場（第一号に掲げるものを除く。）

五 一般粉じん（大気汚染防止法第二条第八項に規定する一般粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「一般粉じん発生施設」という。）が設置されている工場（第一号及び前号に掲げるものを除く。）

六 著しい振動を発生する施設で政令で定めるもの（以下「振動発生施設」という。）が設置されている工場のうち、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの

七 ダイオキシシン類（ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十五号）第二条第一項に規定するダイオキシシン類をいう。以下同じ。）を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む

汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの（以下「ダイオキシシン類発生施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

（昭五一法六四・平元法三三・平一一法一〇五・平一六法五六・平二七法四一・一部改正）

（公害防止統括者の選任）

**第三条** 特定工場を設置している者（以下「特定事業者」とい

う。）は、主務省令で定めるところにより、当該特定工場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を統括管理する者（以下「公害防止統括者」という。）を選任しなければならない。ただし、特定事業者が政令で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。

一 前条第一号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ ばい煙発生施設の使用の方法の監視並びにばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の量の測定及び記録に関すること。

ハ その他大気の汚染の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの

二 前条第二号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ 汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれ

に附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ 特定工場から水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）又は特定工場から地下に浸透する水で同条第八項に規定する有害物質使用特定施設から排出される汚水又は廃液（これを処理したものを含む。）を含むもの（以下「特定地下浸透水」という。）の汚染状態の測定及び記録に関すること。

ハ その他水質の汚濁の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの

三 前条第三号の特定工場にあつては、騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音の防止の措置に関すること。

四 前条第四号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ 特定粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ 特定工場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度の測定及び記録に関すること。

五 前条第五号の特定工場にあつては、一般粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに一般粉じん発生施設から排出され、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

六 前条第六号の特定工場にあつては、振動発生施設の使用の方

法及び配置その他振動の防止の措置に関すること。

七 前条第七号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ ダイオキシソキシソ類発生施設の使用の方法の監視並びにダイオキシソ類発生施設において発生するダイオキシソ類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する発生ガス又はダイオキシソ類発生施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ ダイオキシソ類対策特別措置法第二条第三項に規定する排出ガス（以下「排出ガス」という。）又は排水に含まれるダイオキシソ類の量の測定及び記録に関すること。

ハ その他ダイオキシソ類による汚染の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの

2 公害防止統括者は、当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならぬ。

3 特定事業者は、公害防止統括者を選任したときは、その日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。公害防止統括者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

（昭五一法六四・平元法三三・平元法三四・平二法三八・平八法五八・平一一法一〇五・平二二法三一・一部改正）

（公害防止管理者の選任）

**第四条** 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、特定工場

において次に掲げる業務を管理する者（以下「公害防止管理者」という。）を選任しなければならない。この場合において、第二条第一号又は第二号の特定工場にあつては、政令で定めるばい煙発生施設又は汚水等排出施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。

一 第二条第一号の特定工場にあつては、前条第一項第一号に掲げる業務のうち、使用する燃料又は原材料の検査、ばい煙の量の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

二 第二条第二号の特定工場にあつては、前条第一項第二号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査、排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

三 第二条第三号の特定工場にあつては、前条第一項第三号に掲げる業務のうち、騒音発生施設の配置の改善その他の主務省令で定める技術的事項

四 第二条第四号の特定工場にあつては、前条第一項第四号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査、特定粉じんの濃度の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

五 第二条第五号の特定工場にあつては、前条第一項第五号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査その他の主務省令で定める技術的事項

六 第二条第六号の特定工場にあつては、前条第一項第六号に掲

げる業務のうち、振動発生施設の配置の改善その他の主務省令で定める技術的事項

七 第二条第七号の特定工場にあつては、前条第一項第七号に掲げる業務のうち排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

2 公害防止管理者は、政令で定めるところにより、第七条第一項第一号の資格を有する者のうちから選任しなければならない。

3 前条第三項の規定は、公害防止管理者について準用する。

（昭五一法六四・平元法三三・平元法三四・平一一法一〇五・一部改正）

（公害防止主任管理者の選任）

**第五条** 特定事業者は、当該特定工場が政令で定める要件に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号に規定する技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者（以下「公害防止主任管理者」という。）を選任しなければならない。

2 公害防止主任管理者は、第七条第一項第二号の資格を有する者をもつて充てなければならない。

3 第三条第三項の規定は、公害防止主任管理者について準用する。

（代理者の選任）

**第六条** 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病そ

の他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者（以下「代理人」という。）を選任しなければならない。

2 第三条第三項及び第四条第二項の規定は公害防止管理者の代理人について準用し、第三条第三項及び前条第二項の規定は公害防止主任管理者の代理人について準用する。

（承継）

**第六条の二** 第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項又は前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出をした特定事業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出をした特定事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により第三条第三項の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（平九法三三・追加）

（公害防止管理者等の資格）

**第七条** 公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

一 公害防止管理者及びその代理人 政令で定める区分ごとに行

なう公害防止管理者試験に合格した者その他当該区分ごとに政令で定める資格を有する者

二 公害防止主任管理者及びその代理人 公害防止主任管理者試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者

2 第十条の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理人になることができない。

（平五法八九・一部改正）

（国家試験）

**第八条** 公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験（以下「国家試験」という。）は、大気汚染、水質汚濁、騒音又は振動の防止に必要知識及び技能について行なう。

2 国家試験は、毎年少なくとも一回、経済産業大臣及び環境大臣が行なう。

3 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、主務省令で定める。

（昭五一法六四・昭六一法五四・平一一法一六〇・一部改正）

（指定試験機関の指定等）

**第八条の二** 経済産業大臣及び環境大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、国家試験の実施に関する事務

（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、試験事務を行うとする者の申請により行う。

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(欠格条項)

**第八条の三** 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の指定を受けることができない。

一 第八条の十三第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第八条の九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(昭六一法五四・追加)

(指定の基準)

**第八条の四** 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

い。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であること。

四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・平一八法五〇・一部改正)

一部改正)

(試験事務規程)

**第八条の五** 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令、環境省令で定める。

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(試験事務の休廃止)

**第八条の六** 指定試験機関は、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(事業計画等)

**第八条の七** 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第八条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(役員の選任及び解任)

**第八条の八** 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(役員の解任命令)

**第八条の九** 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく処分を含む。)若しくは試験事

務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(試験員)

**第八条の十** 指定試験機関は、試験事務を行うときは、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(秘密保持義務等)

**第八条の十一** 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明



治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(昭六一法五四・追加)

(適合命令等)

**第八条の十二** 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第八条の四各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一到適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(指定の取消し等)

**第八条の十三** 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第八条の四第三号に適合しなくなつたときは、第八条の二第一項の指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第八条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 第八条の三第二号に該当するに至つたとき。

二 第八条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで

試験事務を行つたとき。

三 第八条の五第三項、第八条の九(第八条の十第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第八条の六、第八条の七、第八条の十第一項から第三項まで又は次条の規定に違反したとき。

五 不正の手段により第八条の二第一項の指定を受けたとき。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(帳簿の記載)

**第八条の十四** 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し経済産業省令、環境省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(聴聞の方法の特例)

**第八条の十五** 第八条の九(第八条の十第四項において準用する場合を含む。)又は第八条の十三の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(平五法八九・全改)

(指定試験機関がした処分等についての審査請求)

**第八条の十六** 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣及び環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・平二六法六九・一部改正)

(経済産業大臣及び環境大臣による試験事務の実施等)

**第八条の十七** 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第八条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣が前項の規定により試験事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定試験機関が第八条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第八条の十三の規定により経済産業大臣及び環境大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他必要な事項に

ついては、経済産業省令、環境省令で定める。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)  
(公示)

**第八条の十八** 経済産業大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条の二第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

二 第八条の六の許可をしたとき。

三 第八条の十三の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により経済産業大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(昭六一法五四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(公害防止統括者の義務等)

**第九条** 公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、その職務を誠実に行なわなければならない。

2 特定工場の従業員は、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者がその職務を行なううえで必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(公害防止統括者等の解任命令)

**第十条** 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

(昭五一法六四・平五法八九・平一一法一〇五・一部改

正)

(報告及び検査)

**第十一条** 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる。

**2** 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

**3** 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を持し、関係人に提示しなければならない。

**4** 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(昭六一法五四・平一一法一六〇・一部改正)

(国の指導等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を習得させるため必要な指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(受験手数料)

**第十二条の二** 国家試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

**2** 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(昭六一法五四・追加)

(経過措置)

**第十三条** この法律の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(市町村が処理する事務)

**第十四条** この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長(政令

で定める特別区の区長を含むものとし、第二条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長とする。)が行うこととすることができる。

(昭五一法六四・平一〇法五四・平一一法八七・一部改

正)

(主務省令)

**第十五条** この法律において主務省令は、環境大臣及び第二条の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣の発する命令とする。

(平一一法一六〇・一部改正)

(罰則)

**第十五条の二** 第八条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(昭六一法五四・追加)

**第十五条の三** 第八条の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(昭六一法五四・追加)

**第十六条** 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者

二 第十条の規定による命令に違反した者

(昭六一法五四・平五法八九・一部改正)

**第十六条の二** 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の六の許可を受けずに試験事務の全部を廃止したとき。

二 第八条の十四第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(昭六一法五四・追加)

**第十七条** 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項又は第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(昭六一法五四・一部改正)

**第十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

(昭六一法五四・一部改正)

**第十九条** 第六条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

(平九法三三・追加)

**附則**

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年三月を経過した日から施行する。

**附則** (昭和五一年六月一〇日法律第六四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第三条第一項及び第四条第一項に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。

(昭和五一年政令第二七九号で昭和五一年一月一日から施行)

**附則** (昭和六一年五月二〇日法律第五四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律(第九条の規定については、同条の規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則** (平成元年六月二八日法律第三三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七項中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第三条第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び同法第四条第一項第三号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。

(平成元年政令第三二八号で平成元年一月二七日から施行)

**附則** (平成元年六月二八日法律第三四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成元年政令第二三二号で平成元年一月一日から施行)

**附則** (平成二年六月二二日法律第三八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

**附 則** （平成五年十一月一二日法律第八九号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成六年一〇月一日）

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成八年六月五日法律第五八号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** （平成九年四月九日法律第三三号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第三条** 第二条の規定による改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第六条の二の規定は、第二条の規定の施行前に相続又は合併があった場合における相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

**第十七条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第十八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律

の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成一〇年五月八日法律第五四号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七條、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六百六十三条、第六百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

**第五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）

**第六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

**第百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成十一年七月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成十一年政令第四三二号で平成十二年一月一五日から

施行)

一 略

二 附則第十条中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第三条第一項に一号を加える改正規定及び同法第四条第一項に一号を加える改正規定 公布の日から起算して二年を経過した日

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄  
(処分、申請等に関する経過措置)

**第千三百一条** 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされて



いる事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬとされた事項についてその手続がされてないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

**第千三百二条** なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

**第千三百三条** 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第千三百四十四条** 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

過措置を含む。)は、政令で定める。

**附則** (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

**附則** (平成一六年五月二六日法律第五六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第一八八号で平成一七年六月一日から施行)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄  
(罰則に関する経過措置)

**第四百五十七條** 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりな

お従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第四百五十八條** この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附則** (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二〇年二月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

**附則** (平成二二年五月一〇日法律第三二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二一号で平成二三年四月一日から施行)

**附則** (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附則** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定によ

る改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (平成二七年六月一九日法律第四一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二八年政令第二九八号で平成三〇年四月一日から施行)